

# 重要事項説明書

※保険契約申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

重説種類

【傷害A】(2019.10改定版)


## 共栄火災海上保険株式会社

- この書面では、傷害保険（普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・安心生活総合補償保険・こども総合保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

**契約概要** ▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ▶ ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり（約款冊子）」<sup>(※)</sup>をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

 このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款冊子）」の該当項目をご確認ください。

(※)「ご契約のしおり（約款冊子）」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。なお、Web約款を希望された場合は、「ご契約のしおり（約款冊子）」をお届けしませんので、共栄火災ホームページ（<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>）からご確認ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または共栄火災までお申し出ください。

## 用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。

用語	説明
き 危険	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。
こ ご契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
し 親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。ご契約の内容により自動的にセットされるものと、ご希望によりセットできるものがあります。
は 配偶者	原則として法律上の婚姻の相手方をいいますが、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
ひ 被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ 普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ 保険金	保険契約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険年度	初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
保険料	ご契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
み 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

# 契約締結前 におけるご確認事項

## 1 商品の仕組み 契約概要

基本となる補償、自動的にセットされる主な特約・補償【自動セット特約・補償】、セットすることができる主な特約【任意セット特約】は次のとおりです。

※下表以外にもセットできる特約・補償がありますので、詳細は「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。



- ※1 一部の補償を外してご契約いただくことも可能です。
- ※2 ご契約の内容によっては、一部の補償および特約がセットできないことがあります。
- ※3 上記すべての商品に、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動的にセットされます。

## 2 被保険者の範囲 契約概要

各保険種類の被保険者の範囲は、以下のとおりです。  
※家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。



### (1) 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、安心生活総合補償保険（普傷型）、安心生活総合補償保険（家傷型）

	被保険者の範囲		
	本人 <sup>(注1)</sup>	配偶者	その他の親族 <sup>(注2)</sup>
ケガの補償			
普通傷害保険、交通事故傷害保険、安心生活総合補償保険（普傷型）	○	-	-
家族傷害保険、ファミリー交通傷害保険、安心生活総合補償保険（家傷型）	○	○ <sup>(注3)</sup>	○ <sup>(注3)(注4)</sup>
その他の補償			
賠償責任補償・特約（各商品共通） <sup>(注5)</sup>	○	○	○
携行品損害補償（安心生活総合補償保険（家傷型））	○	○ <sup>(注3)</sup>	○ <sup>(注3)(注4)</sup>
携行品損害補償（安心生活総合補償保険（普傷型））	○	-	-
ホールインワン・アルバトロス費用補償（安心生活総合補償保険（普傷型）（家傷型））	○	-	-

- (注1) 保険契約申込書の被保険者欄（家族傷害保険、ファミリー交通傷害保険、安心生活総合補償保険（家傷型））では、被保険者本人欄）記載の方をいいます。
- (注2) 本人またはその配偶者の「同居の親族および別居の未婚の子」をいいます。
- (注3) 配偶者は「配偶者補償対象外特約」をセットすることにより、補償の対象から除くことができます。この場合「その他の親族」の範囲は、本人の「同居の親族および別居の未婚の子」となります。
- (注4) その他の親族は「夫婦特約」をセットすることにより、ケガによる補償の対象から除くことができます。
- (注5) 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(2) こども総合保険

		被保険者の範囲		
		本人 <sup>(注1)</sup>	配偶者	その他の親族 <sup>(注2)</sup>
こども総合保険	ケガの補償	○	—	—
	育英費用補償	○	—	—
	賠償責任補償 <sup>(注3)(注4)</sup>	○	○	○

- (注1) 保険契約申込書の被保険者欄記載の方をいいます。なお、保険期間の満了日において満23歳未満であるか、学校教育法に定める学校（大学・専門学校など）の学生である方に限ります。
- (注2) 本人もしくは本人の親権者または本人の配偶者の「同居の親族および別居の未婚の子」をいいます。
- (注3) 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。
- (注4) 賠償責任補償をセットするご契約には、「賠償責任補償条項の一部変更に関する特約」が自動的にセットされ、預かり物の損壊・紛失・盗取による賠償責任についても保険金支払いの対象となりますが、対象となる預かり物は本人が受託・管理する財物に限ります。

3 基本となる補償等

(1) 基本となる補償

契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせさせていただくことが可能です。また、保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合
傷 害	死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
	後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害等級表に掲げる等級（第1級から第14級まで）に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 <sup>(注1)</sup>
	後遺障害保険金の追加支払（こども総合保険）	後遺障害保険金をお支払いした場合で、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日経過時点で生存しているとき、お支払いした後遺障害保険金に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。（倍数が0のときは追加支払はありません。）
	入院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、180日 <sup>(注2)</sup> を限度（支払限度日数）とします。
	手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合に、以下の金額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。
	通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、90日 <sup>(注3)</sup> を限度とします。

- (注1) こども総合保険で保険期間が1年を超える場合は、同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
- (注2) 入院保険金支払限度日数変更特約（60日用）をセットする場合は、60日となります。
- (注3) 通院保険金支払限度日数変更特約（30日用）をセットする場合は、30日となります。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いできない主な場合	
傷 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病気・心神喪失等を原因とする場合、およびこれらを原因としてケガをした場合（例えば、歩行中に病気により意識を喪失し転倒をしたためケガをした場合など）</li> <li>●妊娠・出産・早産を原因としたケガ</li> <li>●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒</li> <li>●自動車または原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に生じたケガ</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

(3) 主な特約・補償の概要

契約概要

特約には、次の2種類があります。

- a. ご契約時のお申出にかかわらず、全ての契約に自動的にセットされる特約【自動セット特約】
- b. ご契約時にお申出があり、共栄火災が引き受ける場合にセットされる特約【任意セット特約】

普通傷害保険	家族傷害保険	ファミリー交通事故傷害保険	特約・補償の種類	概要
			賠償責任補償特約【任意セット特約】	あやまって他人にケガをさせたり他人のもの（預かり物は含みません。）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として保険金をお支払いします。
			就業中における傷害のみの補償特約【任意セット特約】 <sup>(注)</sup>	死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金・通院保険金について、被保険者が職務に従事している間（通勤途上を含みます。）にケガをした場合に限定してお支払いします。

(注) 普通傷害保険・交通事故傷害保険にのみセットできます。

特約・補償の種類		概要
安心生活総合補償保険(普傷型) (家傷型)	就業外傷害 倍額支払	職業または職務に従事している間を除く、いわゆる私生活中のケガの補償について、ご契約の保険金額の倍額を保険金としてお支払いします。 ※1年を通じて継続的に企業等の従業員として勤務する方等を対象としています。
	携行品損害補償	偶然な事故によって携行品に生じた損害に対して、1個、1組または1対につき10万円(現金・乗車券等は合算して5万円)を限度として、被害物の時価を基準にして算出した損害額から3,000円を差し引いて保険金としてお支払いします。ただし、保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して携行品損害保険金額が限度となります。
	キャンセル費用 補償	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の親族(1親等内)が死亡または入院したことにより、予約していた特定のサービスのキャンセル費用を負担した場合に、1回のキャンセルにつき、キャンセル費用の額から自己負担額を差し引いて保険金としてお支払いします。ただし、保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算してキャンセル費用保険金額が限度となります。 ※1,000円またはキャンセル費用の20%相当額のいずれか高い額が自己負担額となります。
	ホールインワン・ アルバトロス 費用補償	日本国内のゴルフ場でゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する贈答用記念品購入費や祝賀会費用等の費用に対して保険金をお支払いします。
	受託品賠償責任補償 特約 【任意セット特約】	第三者からの預かり物(受託品)について、被保険者が住宅内で保管している間または一時的に住宅外で使用・管理している間に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故につき、損害賠償責任の額から5,000円を差し引いて保険金としてお支払いします。ただし、保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して受託品賠償責任保険金額が限度となります。
就業外傷害倍額支払補 償対象外特約 <sup>(注2)</sup> 【任意セット特約】	安心生活総合補償特約の就業外傷害(いわゆる私生活中のケガ)の補償について、倍額で保険金をお支払いしない場合にセットする特約です。	

(注1) 特約によりそれぞれの補償を対象外とすることもできます。

(注2) 保険期間の初日(始期日)時点の被保険者ご本人の年齢や職業・職務・勤務年数等によっては、「就業外傷害倍額支払補償対象外特約」をセットしての引受けとなる場合があります。

特約・補償の種類		概要
普通傷害保険 (家傷型)	部位・症状別保険金 支払特約 【任意セット特約】	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療が必要となった場合に、治療日数およびケガの部位・症状に応じて保険金をお支払いします。
	被害事故補償特約 【任意セット特約】	犯罪事故やひき逃げにより、死亡したり、後遺障害が生じたり、またはケガをしたとき、逸失利益や精神的損害等の損害額を所定の方法により算出し、被害事故保険金額を限度として保険金をお支払いします。
	脊柱の変形等に関する 後遺障害等級限定 (第3級以上)補償特約 【任意セット特約】 <sup>(注)</sup>	骨折などによって背骨(脊柱)に生じた後遺障害(脊柱の変形障害、脊柱の運動障害または神経系統の障害)について、お支払いする後遺障害保険金を後遺障害等級表の第1級から第3級に該当する場合に限定し、等級に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%~100%をお支払いします。なお、背骨(脊柱)以外に後遺障害が生じた場合は、後遺障害等級表の等級(第1級から第14級まで)に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
	後遺障害等級限定 (第3級以上)補償特約 【任意セット特約】 <sup>(注)</sup>	身体に生じた後遺障害について、お支払いする後遺障害保険金を後遺障害等級表の第1級から第3級に該当する場合に限定し、等級に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%~100%をお支払いします。

(注) 保険期間の初日(始期日)時点の被保険者ご本人の年齢によっては「脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」(または「後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」)をセットしての引受けとなる場合があります。

特約・補償の種類		概要
こども総合保険	育英費用補償 <sup>(注)</sup>	被保険者の扶養者が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または所定の重度後遺障害が生じた場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。
	賠償責任補償 <sup>(注)</sup> (賠償責任補償条項の 一部変更に関する特約 セット)	あやまって他人にケガをさせたり他人のもの(預かり物を含みます。)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として保険金をお支払いします。ただし、情報機器等に記録された情報の滅失、損傷または汚損については、500万円または賠償責任保険金額のいずれか低い額を限度とします。
	学業費用補償特約 【任意セット特約】	被保険者の扶養者が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または所定の重度後遺障害が生じた場合に、被保険者が負担する学資費用・進学費用に対して、保険金をお支払いします。

(注) 特約により補償対象外とすることもできます。

※特約・補償の詳細および記載のない特約・補償については「ご契約のしおり(約款冊子)」の普通保険約款・特約をご確認ください。

#### (4) 補償重複に関するご注意

**注意喚起情報**

右表の特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約(傷害保険以外のご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支

#### <補償が重複する可能性のある主な特約(補償)>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	普通傷害保険 賠償責任補償特約	積立家族傷害保険 賠償責任補償特約
②	安心生活総合補償保険 携行品損害補償	個人用火災総合保険 携行品損害特約
③	安心生活総合補償保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
④	こども総合保険 育英費用補償	積立こども総合保険 育英費用補償
⑤	こども総合保険 学業費用補償特約	こども総合保険 学業費用補償特約

払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。<sup>(注)</sup>

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

## （5）保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定にあたっては、次のa. ～c. にご注意ください。

- a. お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。
- b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他のご契約等と合計して、1,000万円が上限となります。
  - ・被保険者が保険期間の初日（始期日）時点で満15才未満の場合
  - ・ご契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意がない場合
 また、上記にかかわらず、家族傷害保険、ファミリー交通傷害保険または安心生活総合補償保険（家傷型）の場合、配偶者・その他の親族の方がご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約と合算して1,000万円までとなります。
- c. 普通傷害保険、家族傷害保険または安心生活総合補償保険では、被保険者ご本人の年齢によって、ご契約をお断りさせていただく場合やご契約金額などの補償範囲を制限させていただく場合があります。

※「保険契約の継続に関する特約」をセットしてご契約いただいている場合には、満期時に自動継続のお取扱いを停止させていただきます。

## （6）保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

**保険期間** ▶ 原則として1年（1年未満の短期契約も可能。また、子ども総合保険の場合は、1年超の長期契約も可能。）

**補償の開始** ▶ 保険期間の初日（始期日）の午後4時（保険契約申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）

**補償の終了** ▶ 保険期間の末日（満期日）の午後4時

# 4 保険料の決定の仕組みと払込方法等

## （1）保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

## （2）保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

 [保険料の払込方法](#)

### ■ご契約時に保険料を払い込む方法の場合のご注意

保険期間が始まった後でも、「保険料の払込みに関する特約」などにより保険料の払込みが猶予される場合を除き、保険期間の初日（始期日）から取扱代理店または共栄火災が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

## （3）保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

①保険料払込方法が分割払の場合、第2回目以降の保険料は、払込期日までに払い込んでください。払込期日までに保険料の払込みがない場合は、払込期日の属する月の翌月末日までを払込猶予期間とします。

②払込猶予期間までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

(注) 「保険料の払込みに関する特約」により払込方法を口座振替とする場合で、払込期日に保険料が払い込まれなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったときは、払込猶予期間を延長し、払込期日の翌々月末日まで猶予します。

# 5 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

# 契約締結時におけるご注意事項

## 1 告知義務 （保険契約申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、保険契約申込書において★印がついている項

目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

普通傷害保険	①被保険者 <sup>(注1)</sup> の「職業・職種」 <sup>(注2)</sup> ②同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
家族傷害保険	
交通事故傷害保険	
ファミリー交通傷害保険	
安心生活総合補償保険(普傷型)	
安心生活総合補償保険(家傷型)	

子ども総合保険	①被保険者の「職業・職種」 ②被保険者の生年月日・満年齢 ③扶養者の「職業・職種」 <sup>(注2)</sup> ④同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
---------	---

(注1) 家族傷害保険、ファミリー交通傷害保険、安心生活総合補償保険(家傷型)については、保険契約申込書等の被保険者本人欄記載の方とします。  
(注2) セットする特約により告知事項とならない場合があります。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

2 クーリングオフ 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。

**お申し出いただける期間**

「ご契約のお申込日」または「本書面の受領日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。

**お手続き方法**

上記期間内(期間内の消印有効)に共栄火災「クーリングオフ担当」宛に必ず郵便でご通知ください。<sup>(※)</sup>  
(※) 取扱代理店は、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

**払い込みいただいた保険料の取扱い**

クーリングオフをお申出された場合は、すでに払い込みいただいた保険料はお返します。  
また、共栄火災および取扱代理店は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償金または違約金を一切請求いたしません。  
なお、保険期間の初日(始期日)以後にクーリングオフのお申出をされる場合は、保険期間の初日(保険期間の初日以後に保険料を払い込みいただいたときは、共栄火災が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。

**宛先およびご通知いただく事項(記載例)**

(あて先) 〒179-0075 東京都練馬区高松5の8の20  
共栄火災海上保険株式会社 クーリングオフ担当 行  
(記入例)

下記保険契約をクーリングオフします。	
申込者住所: 00000000	証券番号または: 00000000
氏名: 00000000	領収証番号: 00000000
連絡先電話番号: 00000000	保険期間: 令和00年00月00日 ~令和00年00月00日
申込日: 令和00年00月00日	
保険種類: 000保険	取扱営業店名: 000000 取扱代理店名: 000000

(※) 自署以外の場合は、お名前の後に押印をお願いします。

**クーリングオフができない場合**

- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 「通信販売に関する特約」に基づき申し込まれたご契約

3 死亡保険金受取人 注意喚起情報

- ①特に死亡保険金受取人を定めなかった場合  
死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合  
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なお、ご契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、ご契約が無効となります。  
(注) 企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり従業員等を被保険者とする場合は、ご契約者から被保険者(従業員等)のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。
- ③ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合  
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

契約締結後 におけるご注意事項

1 通知義務等 注意喚起情報

ご契約者、被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務があります。  
通知事項とは、保険契約申込書において☆印がついている項目のことです。  
ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

■通知事項	
普通傷害保険	①保険証券記載の職業・職種を変更した場合 ②新たに職業に就いた場合 ③保険証券記載の職業をやめた場合
家族傷害保険	
安心生活総合補償保険(普傷型)	
安心生活総合補償保険(家傷型)	
子ども総合保険	

(注) セットする特約により通知事項とならない場合があります。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

■ご注意いただく事項

- 普通傷害保険または安心生活総合補償保険（普傷型）で前記①②のいずれかにより、次の「補償対象外となる職業」に該当した場合は、共栄火災からご契約を解除します。  
【補償対象外となる職業】  
プロボクサー、プロレスラー、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
- ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変

更等が必要となります。取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

- ①保険証券記載の住所を変更した場合
- ②こども総合保険のご契約で、被保険者が独立して生計を営むようになる場合や扶養者が変わる場合（育英費用補償対象外特約をセットする場合は除きます。）

2 解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災にお申し出ください。

■ご注意いただく事項

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

3 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者をご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者をご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。



被保険者によるご契約の  
解除請求について

## その他 ご留意いただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は下記のとおり補償されます。

○保険期間が1年以内の場合

保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

○保険期間が1年超の場合

保険金、返れい金等は90%まで補償されます。

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、補償割合が追加で引き下げとなることがあります。

上記のほか、ご契約の移転等の際にご契約の条件の算定基礎となる基礎率に変更される場合など、補償割合が変更される場合があります。

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびグループ各社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。



このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款冊子）」の該当項目をご確認ください。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。

<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

## 4 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

## 5 継続契約について

### (1) 継続契約について

- 保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

(補償内容変更の例)

- ・特定の補償項目の保険金額を減額または増額する。
- ・お支払いする保険金の対象を少なくする特約をセットする。
- ・特定の補償項目を補償対象外とする特約をセットする。
- ・補償内容を拡大する（新たに特約をセットする等）。

- 共栄火災が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日（始期日）とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。

### (2) 自動継続（保険契約の継続に関する特約）について


- 「保険契約の継続に関する特約」をセットする場合、保険期間の末日（満期日）の属する月の前月10日までに、ご契約者または共栄火災のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、原則として、保険期間の末日（満期日）の内容と同一の内容で毎年自動的に継続されます。
- 自動継続の場合も、前記（1）のお取扱いと同様、継続できないことや補償内容が継続前契約とは異なることがあります。

## 6 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（約款冊子）」の「保険金ご請求の手続きについて」に記載の書類等をご提出いただくことがあります。

 事故が発生した場合におとりいただく手続き

この「重要事項説明書」に記載のない次の事項については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。

 契約内容登録制度について、保険証券について

### 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

**カスタマーセンター 0120-719-112** (通話料無料)

[受付時間] 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

### もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

**24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」**

**0120-044-077** (通話料無料)

### 指定紛争解決機関

### 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター**

**0570-022-808** [ナビダイヤル(通話料有料)]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)